慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	小村俊三郎の中国論：戦間期の日中不侵犯条約構想を中心に
Sub Title	Komura Shunzaburo's perspective on China and his discussions about China-Japanese non-aggression pact in interwar period
Author	尤, 一唯(You, Yiwei)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2018
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.118, (2018. 9) ,p.95- 130
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20180915-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

小村俊三郎の中国論
――戦間期の日中不侵犯条約構想を中心に――

尤　一唯

一　はじめに
二　中国通ジャーナリスト小村俊三郎
(一)　外務省時代の小村
(二)　読売新聞時代
三　外交評論家として
(一)　文化事業の委員と中華民国への再認識
(二)　孫文への共感と批判及び孫段連合論
(三)　北京特別関税会議に向けて
(四)　国民革命への支持と反田中外交
四　日中不侵犯条約構想
(一)　幣原―張継会談
(二)　京都会議と日中不侵犯条約論
(三)　会議外の日中懇談会と挫折
(四)　日中不侵犯条約の評判と欠陥
五　おわりに

一　はじめに

満洲事変は、周知のように日本の太平洋戦争への第一歩である。満洲事変に際し、ほとんどの日本人はその結果を追認して世論の流れに身をまかせ、「守れ満蒙、帝国の生命線」と画一的にうたい、「反対意見なき、全員一致型」の世論が形成された[1]。日本人はなぜ満洲事変の拡大を阻止しえなかったのかとの問いについては、従来その原因の一つとして当時の日本人に歪んだ中国観があったと指摘されている[2]。日本の「先進性」と、日本以外のアジア諸地域の「後進性」という先入観があったほか、近代の日本人の間には、中国をできるだけ小さなものにしたいという願望が抜きがたく染みついていたようであると指摘されている[3]。それゆえしばしば中国の内政に干渉し、政治的に中国を分割する計略がめぐらされた。特に当時の多くの日本人は中国のナショナリズムと国家統一の動きを認めず、中国における既得権益にこだわり過ぎた結果、政策において誤った判断を繰り返した。

しかし、その一方で中国のナショナリズムと国家統一の大勢を認め、それを同情、援助する日本人がいなかったわけではない。たとえば小日本主義を掲げた『東洋経済新報』のジャーナリスト石橋湛山や中国のナショナリズム運動を支援した吉野作造などの人物がいる。今日でも彼らの中国論は高く評価されている[4]。ただし戦後における彼らへの再評価は、むしろ同時代における彼らの主張の影響力を過大評価する傾向にあり、彼らの主張の政治的な非現実性という一面が見過ごされがちである。この点は石橋湛山自身が、彼が中国における全ての権益を放棄せよと歯切れよく主張した「一切を棄つる」論について、「当時（一九二〇年代―引用者）においては、こんな議論は一平和主義者の空論にすぎず、一般には受け付けられなかった[5]」と述べている。実際、当時の日本の知識人たちは満洲事変勃発まで、中国・満洲問題にさほど関心がなかったようである。満洲問題の研究分野を拓いた蠟山政道は、「満洲問題の勃発、

昭和六年までは〔支那の問題、アジア問題に〕絶対に興味もっていませんでしたね、知識階級もなにも」[6]と述べている。中国または中国問題への関心の高まりはむしろ日中戦争の後のことであった[7]。

本稿が注目する小村俊三郎は、上記のような情勢下、中国のナショナリズムに同情しつつ、外務省と間接的関係を有し、外務省にとっても現実的な政策を模索し、国民外交を展開し日中両国間の橋渡しを精力的に行い、大正・昭和時代において「当代支那を知れる第一人」[8]と評されるほど異彩を放つ中国通ジャーナリスト・評論家であった。小村は、石橋のような言説を念頭に「左傾的極端論者は、たゞ無条件に総べてを放棄せよと、現代政治組織に対し、実行不可能なことを放言してゐるのである」[9]と左派の意見を戒めている。小村は外交官出身で、心情はいずれにせよ、現実的手段を講じ、日中双方の妥協点をバランスよく突き詰めるリアルポリティックスに基づく思考が強く、そこに彼の中国論に一貫する特徴を見出すことができる。中国側との人脈を持ち、元外交官で外務省とも密接な関係にあったことにより、小村の中国論と政策提言は現実味を帯びていたのである。したがって、小村は、石橋のように言論界において自らの考えを説くだけでなく、自分の構想を実現させるために両国間の橋渡しを行う実践家の側面も有していた[10]。

戦間期の日中関係をめぐり在野において展開された外交政策提言を取り上げた研究は少なくないが、政府・民間（相手国も含む）においてそれぞれがどのように受け止められていたのか、どの程度実現性があったのかまで検討したものは非常に稀である。そこで本稿は、小村の外交論に関して、外務省内の議論、中国側の資料など日中双方の資料を駆使することで、小村の現実的な中国論と、小村の提言に対する日本外務省・中国側双方の反応を検討するものとする。特筆すべきなのは小村が満洲問題をめぐって日中衝突を防止するため日中不侵犯条約論を提起していたことである。少なくとも、日中不侵犯条約論は中国側の一部の人々に重く扱われ、メディアでも熱く議論されていた。この日中不侵犯条約論には、満洲事変以前に日中が武力衝突を回避し得た唯一のチャンスであったという評価が存在する[11]。

小村の外交論を通じ戦間期における日本の対中政策の可能性を論じるため、本稿はこれまでの研究でほぼ無視されてきた小村の中国論、特に日中不侵犯条約構想を取り上げつつ、それに対する日中双方の反応を検証したいと思う。

二　中国通ジャーナリスト小村俊三郎[12]

㈠　外務省時代の小村

小村俊三郎（一八七〇年―一九三三年）は、旧日向国飫肥に生まれ、日露戦争期の外相小村寿太郎の又従弟の親縁関係にあった。一八九七年三月に時の外務次官であった小村寿太郎の後援を得て私費留学生として北京に派遣された。専ら中国語を修め、通訳官として勤務の傍ら中国研究に従事した。正式な外務省勤務が始まったのは一九〇三年であり、一九一七年、一等通訳官を最後に退官した後、ジャーナリストとして言論界に転身した。小村の中国滞在は前後合計約二〇年である。中国在勤時代の小村は、かなりの対中強硬論の持ち主であったとされている[13]。彼が公使館在勤時代に作成した以下の建白書はその証左である。第一世界大戦が開戦した直後、一九一四年一〇月に小村は署名入りで「時局ト対支外交第一策」という一六〇頁あまりのかなり冗長な建白書を外務省に提出した。建白書の冒頭には、次のように記されている。

（第一世界大戦は―引用者）誠ニ天与ノ好機ニシテ帝国ハ此ノ機会ニ乗シ独逸ノ運営ヲ利用シ山東半島ニ我カ勢力ヲ扶植シテ之ヲ黄河地方ニ延長シ南満州ノ位地ト相呼応シ北支那全体ニ我カ威力ヲ即フルノ措置ニ出テサル可ラス[14]

要するに日本にとって第一世界大戦は好機であり、列強と協調しつつ中国北部全体を日本の勢力範囲として押さえるべきである、という趣旨である。のちの二十一カ条に関連する項目も随処に見られる。また、のちの満州国初代総務庁長官を務め、満州国建国に深く関わった駒井徳三によると、辛亥革命後、「日本人では最初に宗社党援助を唱えだしたのは、公使館の小村君であった。（中略）運動の目的は北京に於ては袁世凱打倒であり、満洲に於ては独立帝国の建設であった」[15]。いわゆる第一次・第二次満蒙独立運動にも小村は参加していたと言われている。おそらく従来の強硬論と中国分割論に近い発想に基づく行動であろう。そうした小村の中国観に一大修正を迫ったのは世界大戦後のパリ講和会議と推断できる。講和会議関係者の名簿には随員として会議に参加した小村の名があるものの、彼は平和会議行賞の参考にするための履歴書の差し出しを拒否した。その理由は外務省人事課長奥山清治に宛て書簡に記されている。

昨年小生巴里出発の目的は如御承知専支那問題に限り而も山東条項決定に至る迄の講和事務に関しては何等の交渉なき次第申す迄も無之而して日支の国交破壊に立至り候現状に対しては分寸の裨補を其間に致す相能はず外務省は勿論世間一部の期待乃至小生自身の素志とも全然背馳する事と相成り帰来配顔世人に見る候面目も無之次第[16]

パリ講和会議における日本の対中外交に不満を持ち、それが小村の「素志」に背馳するものだったとの理由から受賞を拒否したのである。同じパリ講和会議の武官随員の佐藤安之助は自身の日記に、出発の前に中国関係の随員たちが集まって雑談会を行い、かなり激しい議論を交わしていたと記している。小村と日系中国語新聞紙（順天時報）社長の亀井陸良は、「支那と親善関係でゆかなければいけない。満洲も支那に返してしまつて、兵隊なんかも、北京、天津、漢口あたりも撤兵してしまふやうでなければいけない。（中略）日支両国の提携に依つて支那の資源を開発す

るといふやうな、産業上の利益を収めるやうにした方がいゝ」[17]と主張していたようである。要するに、中国におけるすべての既得権益を返上して日中協力の下で経済的利益を得ようという主張である。小村の思想上の変化がうかがえる。小村の中国論の転向の原因として大戦後の雰囲気と自由主義新外交の影響は、無視できないであろう。

(二)　読売新聞時代

小村は外務省を退官した後、東京朝日新聞社の編集局長松山忠二郎の誘いで、一時的に朝日新聞に入社した。だが松山は一九一八年一〇月のいわゆる白虹事件の累で辞職した村山龍平社長の退陣に抗議するため編集局長を辞めた。小村は松山一派と共に退社したのである[18]。それは小村の読売新聞社入りのきっかけとなった。翌年九月に松山忠二郎が読売新聞の第六代目の社長に就任したあと、小村、信夫淳平、大庭柯公などの外交専門家の入社によって、朝日新聞に倣って社説の外交問題関係が強化されて、国際問題が重視されるようになる[19]。小村はその中で中国問題について健筆を揮った。同時代の読売の中国問題についての論調は他に比し異彩を放っていたことは既に指摘されているが[20]、その論調の背景に小村の影響を推断することは、それほど的はずれとはいえないであろう。当時日本に留学して小村と知り合っていた龔徳柏は、読売新聞の中国関係の社説はすべて小村が担当していたと指摘している[21]。

なお断っておくが読売新聞の社説は完全に小村個人の意見ではなく、読売新聞の社説だけから小村の観点を抽出するのはほぼ不可能な作業である。ただし一部の小村署名入りの論説に彼の読売新聞時代の中国論の特徴が垣間見られる。小村によると「山東を支那に還付するものとせば事は甚だ直截明快にして理想としては最上の案」と無条件還付を主張しつつ、それは国民感情として「人情の忍びざる所」であり、また「只刹那の利害を主とする現代の政治家が之を断ずるの勇なきは怪しむに足らず」。ゆえに還付条件を山東における鉄道、鉱山の「合弁の一条件を余すのみ」と主張した[22]。同時代の石橋湛山のような「青島は断じて領有すべからず[23]」等と比べると明快な議論ではないものの、

理想と現実のバランスに立つより現実味を帯びた議論ではないかと思われる。

小村と『読売新聞』にとっての一大転機は関東大震災である。関東大震災の際に、東京において中国人殺害事件が発生し、東京の新聞で『読売新聞』だけが中国人殺害事件を取り上げ、社説で「それ（朝鮮人殺害事件と甘粕事件―引用者）よりも大なる遺憾事である（中略）本事件に対する（中略）我陸軍に於いて其大部分を負担すべき筈である」[24]といい、陸軍と政府の隠蔽政策を批判する記事を掲載したため、発禁処分を被った。これに加え読売新聞は関東大震災のため、「社内の士気はこの災害でとみに沈衰し、本社の復興はかえって他社に立遅れとなった」[25]と経営不振に陥っていた。一九二四年二月二五日、松山忠二郎は正力松太郎に読売新聞を譲渡することを余儀なくされた。だが読売新聞社内には反正力の雰囲気が強く、「部長は皆辞表を出した」[26]。もちろんその中に論説班長小村も含まれていた。

三　外交評論家として

㈠　文化事業の委員と中華民国への再認識

一九二〇年代の中国において反日的な風潮が強まり、日中両国の国民感情が非常に悪化していく中で、日本政府は「対支文化事業」（中国側は「東方文化事業」と呼ぶ）という文化外交の打開策を打ち出した。一九二三年、帝国議会で対支文化事業特別法を制定し、義和団賠償金の残額と山東鉄道補償金を基礎とした特別会計を組んだ。具体的には人的交流、教育、調査研究、留学生支援などの事業を実施する予定となった。外務省内に「対支文化事務局」が設置され、「対支文化事業」の事務を取り扱うことになる[27]。小村は読売新聞の記者職をやめるやいなや、外務省の対支事務局の事業に協力するための「対支文化事業調査会」の委員として文化事業に参加した。調査会の官制によると、調査

会会長は外務大臣が兼任し、「委員ハ外務大臣ノ奏請ニ依リ、関係各庁高等官及ビ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ」[28]とある。上記の官制に基づいて小村は委員に任命されたのである。このほか委員には、大学教授、政治家、財界人など広範囲の人々が含まれていた[29]。一九二四年三月六日、中国の駐日公使汪栄宝と文化事務局局長出淵の間に「汪・出淵協定」が結ばれ、文化事業は正式に開始された。

外務省の文書によると、小村が委員として外務省の臨時嘱託となった目的は中国各地の文化事業に対する態度を調査することと、事業の理念を宣伝することにあった[30]。小村は上海、天津、北京をはじめとする中国各地の政界、教育界などの人々の意見を聴取した[31]。北京大和倶楽部における文化事業を説明するための演説で彼は「私は支那の友として常に言論を戦はし来つた」[32]と告白し、中国側に文化事業の原則として、次の三点を説明した。第一に事業の実施は日本の単独運営ではなく共同運営の形で中国の同意を得る必要があること、第二に日本は政策的な事業をしないこと、第三に文化事業だけではなく中国の産業振興を促進するため経済的事業を興すべきであることの三点である[33]。だが当初の日中共同運営はわずか三年しか続かず、済南事件に抗議するため中国側の委員は相次いで退会し、一九二九年以降の文化事業は主旨に反して完全に日本側の単独運営になっていた。その後、小村の文化事業における積極的な活動はみられなくなった。むしろ彼の活動の中心は言論活動に移り、『東京日日新聞』の客員として新聞と雑誌で対中意見・時論を積極的に発表しつづけた。文化事業調査会の委員として、小村は中国の最新事情及び各地の要人と接する良い機会が得られた。それも彼の中華民国への再認識のきっかけとなった。

かつて読売新聞時代の署名社説では、彼は辛亥革命により誕生した中華民国はただ名前を変えただけで「何等政治的改革をも、社会的改革をも実行する能はざりしなり」[34]と冷評していた。また中国人民の自力救済は不可能と見なし、「支那の人民をその零落の底より救ふは（中略）日米両国民の天職にあらずして何ぞや」[35]と主張した。だが、文化事業の一環として一九二四年の七年ぶりの中国渡航により、「数年親しく支那に遊ばなかつた間に、平和と戦争とに対

する支那民衆の思想感情に著しき変化の起こりつゝあるに、驚かざるを得なかつた」[36]と中国の思想上の変化に驚きを示した。

小村が特に感じたのはヤング・チャイナの思想動向である。小村は五・四運動が起こった一九一九年を「思想運動に取り、最も記念すべき一年である」[37]と見なした。五・四運動をきっかけに中国において文学革命、新文化運動が発生したことを指摘したうえで、中国の青年の思想動向に対し、「自分は、支那の学生を学匪と称し、これに悪罵を加ふるものは勿論、支那の国情を指摘して、無暗にその非望を押さへんとするものにも、与みすることは出来ぬ」[38]と強い共鳴を示した。加えて小村は、思想革命の意味で辛亥革命を再評価した。辛亥革命は「政治革命よりも（中略）思想革命、社会革命に与へる影響は、実に偉大なものであつた」[39]と評価している。前述の読売新聞時代の辛亥革命への酷評と比べると、明らかに小村の思想上の変化が見て取れる。中国で進行中の思想革命に現れた様々な思想の中で、小村は当時盛り上がっていた聯省自治運動に中国統一の希望を見出した[40]。彼は、中国にとっての最善の制度は聯省自治運動が掲げる地方自治に基づく連邦制であると主張した。「聯省自治を国家組織の基礎条件として、民国の再造に任ずる」[41]と述べていた。後の彼の「孫段連合」外交提言とも関連することとなる。

(二) 孫文への共感と批判及び孫段連合論

中国を再認識するうちに、小村は孫文の思想に魅了されていった。小村は孫を中国の「思想界の指導者」と認め、中国の未来を左右する勢力は当時広東にあった国民党である、と言い切ったのである。「孫文の広東派は、仮令政治上には何時も、失敗者であっても、思想上には青年支那の支配者である。彼等の運命は将来に在る」[42]。孫文がわずかに広東省をおさえる一勢力にすぎなかった当時、国民党の成功を予見した小村には先見の明がある。

なかんずく小村は孫文の新三民主義の新民族主義に共鳴し、新民族主義は「白人の圧迫から解放せしめんとする思

想問題に根ざした」、新民族主義により「従来支那一国の簒奪されて居た主権の回復運動に、新たなる生命を吹き込み、且つ之を他の同民族との相関的ものともならしめた」[43]と評した。孫文の新三民主義に含まれるアジア主義は、特に小村が共鳴を感じた部分であろう。一九二四年五月に、アメリカで排日移民法が成立して、事実上、日本人の移民が禁止されることとなる。同時代の日本人と同じように、排日移民法の成立は小村に決定的な対米不信を植え付けた[44]。ただ彼は、排日移民法を日本だけではなく「亜細亜人全体の排斥問題」と捉え、永久的な解決策として「支那を中心とした亜細亜同民族の結合といふことに帰着する」[45]といったアジア連帯の思想を唱えた。それはアジア人種同盟を結成して人種戦を挑むためことではなく、「人種戦を不可能ならしめ（中略）世界の平和世界の正義を逆まに彼等欧米の白人に向つて、主張し得る」[46]ため、要するに国際正義による西洋の非を糾すためである。そのため小村は、まず日本人の中国に対する態度を変える必要があると訴えた。「自分は我国がその開国前後よりこの方、支那と同様に白人の圧迫に苦しんだ歴史から、想像して見た丈でも、現在まで尚ほその以上である隣国支那の状態に対し、同情に忍び得ぬものである、之に反し我国が、その白人の真似をして、隣国及我同族に臨んで来たことを、非常に如何な事であると思ひ」[47]と批判した。日中親善論も確実に彼のアジア連帯思想に立脚するものだった。

だが小村は心情的にいかに孫文に傾倒しても、現実の政策として彼は孫文への全面支援は留保した。現実の力関係から理想家の孫文と実務家の段祺瑞の結合という孫段の連合を構想していたのである。「孫氏はその主義理想を段氏に吹込み、段氏はその実際手段を孫氏に説きて、共に最終の目的に達すべきを誓ひ」[48]というのが、小村の希望するところである。それは単なる中国の各勢力の力関係によるものではなく、孫文の政治理念にも関係するものである。小村は孫文の民族主義に共感しつつも、孫文の政治構想について「彼（孫文―引用者）が歴次の支那革命に失敗した結果、人を信ぜぬ反対に己れを信ずるに過ぎ、随つてヂクテーターシップを尊信する為、必然に個人専制、中央集権の傾向も帯びて来る」[49]と、孫の専制、中央集権の傾向を危惧し、小村の聯省自治への期待と背馳している点も懸念した。

むしろ彼は段祺瑞に期待し、「南方の民衆的勢力と抱合融和せしめ、民衆政治の基礎の上に、新たに平和統一の事業を建設」[50]できると述べていた。そのため小村は段祺瑞が聯省自治を実現することを通じて、中国の平和統一を実現することを望んでいた。

小村の孫段連合論は外務省にも影響を与えた。孫文は段と会談するため北上し、途中で日本に立ち寄った。孫文一行の処遇に対する日本外務省の態度は、小村と外務省亜細亜局長出淵勝次の会談で決められていた。[51]孫文が東京に来た時、日本の有力者と会見するのは一般に誤解を与える源になるとして、外務省はわざと訪日した孫文を冷遇した。この時出淵は小村を通じて、孫文一行に「来京ハ大局上之ヲ見合スヲ可トスベシ」と伝言している。[52]また外務省の意見は「支那軍閥官僚ニ声望アル段氏ト支那民党ノ大立物タル孫氏トカ握手スルハ支那時局収支上唯一ノ方法」[53]であると小村の孫段連合論と一致していた。

(三) 北京特別関税会議に向けて

孫段の連合政府を支援するため、小村は日本政府に逸早く中国の関税自主権を承認するよう訴えた。それは「段祺瑞を助くる個人援助でなく、民衆の希望を助くる支那の援助であるからである」[54]。第一次幣原外交期（一九二四―二七年）に開かれた北京特別関税会議における外務省の政策決定過程において、小村の意見がかなり影響を与えたことが先行研究で明らかになっている。[55]小村は東京日日新聞の特派員として関税会議に列席した。特に小村が日日新聞に発表する署名入り社説は毎回外務省に転送されていた記録も残っており、[56]小村の意見は日本の対中政策の制定過程の中で注目されていたことが推測される。小村の主張は、日本が列国に先んじて中国の関税自主権を承認する代わりに、特恵あるいは互恵条約を取り付けることであった。それは、のちの日本政府の外交方針と軌を一にするものである。列国も大勢に逆行することはできず、結局日本の声明に追随した。これには中国における反日の感情を下火にさせる

効果があった。[57] 中国の世論も小村の主張に言及してそれを日本政府の態度と見なし、関税自主回復の原因をイギリスに帰した。[58]

しかし、小村の望んでいた孫段連盟も孫文の死去とクーデターによる段政権の崩壊とともに葬られた。中国内戦の再燃により会議は流会し、中国の関税自主権を恢復させるような確実な成果は得られなかった。関税会議の後、小村自身の参会所感によると、会議の経過は「最初の一ヶ月だけは、最も光輝ある時代であつた。（中略）その以後約二ヶ月の間は、その光輝を失して困難な時代であつた」。[59] 特に内戦による会議中止について、日本全権が反対しなかったことを小村は批判した。[60] 小村は北京特別関税会議に対する不満は残っていたものの、「一たび支那の民衆運動に火がついたら、何もかも焼き尽され、互恵も差等もない時の来る」[61]と、今後中国におけるナショナリズムはさらに高揚することを予想し、列強及び日本の既得権益の現状維持はもはや不可能だと分析していた。

㈣　国民革命への支持と反田中外交

一九二六年一〇月、広東省にある国民政府は正式に北伐を開始した。関税会議後、中国における既得権益の現状維持はすでに不可能だと見定めた小村は明確な国民政府援助の姿勢を打ち出し、中国革命への不干渉を唱えた。「国民革命はやむを得ざる主張運動として、これに同情し、また道徳的援助をも与へたい。この目的に反した北方援助は勿論、その疑惑を招くやうな内政干政にも反対する」。北京特別関税会議から残っていた懸案である関税法権は中国の情勢が安定した後、「日本は率先して、関税法権その他の条約を改訂し、その不対等条約を自然に廃棄せしむる」[62]と、最終的には不平等条約の撤廃も視野に入れるものだった。

当時の国民革命軍に関する世論の見解は、ソ連と共産党に操られて赤化した凶暴な軍事集団だというものであった。そのため、小村は『中央公論』で発表した「現下に於ける對支諸意見の解剖と批判」において、日本における種々の

国民革命軍への懐疑的な意見をポイント・バイ・ポイントで批判した。特に日本人が危惧したソ連及び共産党による中国の赤化問題について、小村は「支那のやうな国柄では決して他国の圧力を以て、これをどうするとも出来る筈がない」[63]と一蹴した。その理由を小村は中国古代の歴史に求め、国民政府の社会主義的な傾向は必ずしもソ連の操作ではなく、むしろ中国古代の思想に根差すものだと主張した。小村はやや強引な論法で、国民政府の左傾的傾向を弁護していた。『中外商業新報』は小村のような中国論を「捨身」と例えた。

> それは謂わば捨身になって、所謂死中活を得る戦法である、この思想の根本には日本は支那において帝国主義の意図を捨てる――租界や治外法権は勿論として、場合によっては、日本が経済的に生きるために、満洲におけるある種の利権を放棄することを覚悟して政策を立てることを意味するのである。[64]

幣原喜重郎外相は基本的に国民革命への絶対不干渉を堅持していた。だが国民革命の最中の一九二七年四月一七日に、台湾銀行の救済案が枢密院で否決されたため第一次若槻内閣は総辞職し、幣原外相も辞任することとなる。代わって政友会総裁田中義一が四月二〇日に組閣し、所謂田中外交が幣原外交に取って代わった。特に田中内閣の山東出兵は小村の対中不干渉論を裏切ることとなった。一九二八年四月に田中内閣が行った第二回山東出兵は中国のナショナリズムと正面衝突し、中国全土における排日気運が一気に高まっていった。小村は田中の山東出兵に激憤して、「政友会政府は、その大局と大勢とを見る明に、全然缺けてゐたために、たゞ満洲の一局部をのみ見、その目を通して見たものは、またたゞ張作霖一派の勢力だけであつた」[65]と述べ、そのうえで、「我等日本国民としては、先づ我現政府の反省を促がさねばならぬ。到底その反省が出来ぬとあれば、進んでこれを更迭せしむ外はない」[66]と、田中内閣の反省と打倒を訴えた。第二次山東出兵については日本国内でも、関西の財界をはじめ、民政党、左翼政党がはげし

く反発し、一部新聞も社説で田中外交を批判した。ただ山東における現地の居留民たちは強硬論を張り、出兵に対する圧力をかけていた。[67] 小村の反田中姿勢は言論にとどまらず、彼は当時の政界の大物野党民政党顧問・床次竹二郎の力を借り、田中内閣の打倒を図っていた。

中国側の資料は、民政党からの床次の脱党及び新党の対中政策の立案に小村が深く関与していたことを裏付けている。小村は床次を利用して田中内閣を倒そうとしたのである。田中内閣を突き崩すことで、悪化しつつあった日中国民感情を緩和させるつもりだった。[68] 他方床次の目論見は、民政党を離党して二大政党以外の新党を結成し、政界のキャスティング・ボードを握ることであった。特に対中政策を前面に出し、ポスト田中の首班指名を円満に勝ち取るという目論見であろう。床次の政権計画は、田中外交を緩和する姿勢を示して、西園寺の支持を求めたものである。[69] そのため国民外交協会と繋がる床次としては、国民外交協会における小村をはじめとする中国問題の専門家たちをブレーンとして、一新した対中政策を打ち出したかった。[70]

そのために、床次は訪中に踏み込んだ。床次の訪中に伴い、水面下で小村は床次を利用して田中内閣を打倒する秘策を練っていた。小村の計画は、頭山満の斡旋によって床次の同意を得ており、さらに小村は床次に中国問題を講義することで、自身の中国論を吹き込もうとしていた、と言われている。[71] 小村は東京日日新聞の特派記者として床次一行に同行した。[72] 床次訪中の機会を借りて、小村は南京政府の最新事情と政府要人に接するチャンスを得た。小村の訪中報告は新聞紙にも掲載された。「蔣氏の権力と中央政府のそれとは、漸次に確立され（中略）大体の落着きを見せてゐるやうである」。[73] 彼は南京政府の前途を楽観的に展望していた。また、南京政府要人たちの日中協力への期待と彼らのアジア主義思想に感心し、「新民国に永久の幸あれと祈つた外には凡そ予の南京滞在中、他に感想として挙ぐべき程のものもない位の始末である」[74] と、手放しで南京政府に賛意を表した。

他方小村は中国の排日感情を非常に憂慮していた。国における排日感情は「深刻且熾烈の度に達してゐる」[75] と小村

は述べている。排日感情を緩和するため、小村は次のようなことを提案している。「要するに山東撤兵を即行し、先づ人心の一大緩和を求め、次ぎに（中略）条約問題の解決に入りさへすれば、局面の一大転換を求むることも出来る。その間満洲に対しては（中略）支那の恐怖や疑惑も去り、然る後徐に右両者と相待つて（中略）こゝに初めて相当の諒解に達することも出来よう」[76]。要するに、山東撤兵と不平等条約の改正とその後の満洲問題の交渉という三つの問題を順次に解決するという段取りである。

床次の帰国後、田中の床次に対する懐柔策が功を奏し、政友会に復帰することでポスト田中を狙う床次の新対中政策への熱意は長く続かなかった。床次は田中の退任後、政友会に復帰した[77]。小村は床次の翻意を激しく批判した。床次[78]と袂を分かち、小村の期待はむしろ国民外交に託された。同年二月一七日国民外交協会の主催の田中外交糾弾有志大会で、「国民の力によつて、田中内閣を倒し、その力によつて、これに代る公認内閣は、その対支外交を行ふに当つて、またその国民の意思に反することは出来ぬ。要するに、今後如何なる政府の出現を問はず、その外交方針の如何は、懸つてわが国民の覚悟如何にある」[79]と、政党政治時代の政権交代による対中政策の激しいスウィングの弊害を矯正するため、政治家、官僚によらず国民の総意に立脚する国民外交を主張した[80]。その意味では政府の更迭にも幣原外交の再登板にもあまり期待していなかった。

また同大会の演説で、小村は行き詰まった局面を打開する策として次のような主張を行った。「山東撤兵と同時に、法権回収の原則承認に取り掛らねばならぬ。然らざれば、其の効能がない」[81]と述べている。さらに満洲問題にもふれ、満洲問題の解決策として「其の不安疑惑を除き、両国の人心を安定せしむるため、何等か特殊の協定を作り、双方から、其の現状維持を保障し合ふことにしたらどうかと思ふ」[82]と、日中不侵犯条約論を提起した。小村が主張した不侵犯条約は進んでアンタント（協商）まで発展する可能性もあり、「不侵略同盟は、（中略）表面は消極的性質のものであつても、これに積極的効果を有せしむることも出来る。が、要するに、その最大なる必要条件は、日支両国民の間

に、有力にして有効なるアンタントを形成せしむることで」[83]と述べていた。最終目的は、「白人の圧迫の下に呻吟せる世界の有色人種は、日支両国が来つて、これをその圧迫から解放せんことをも求めてゐる」[84]ことから、アジア解放同盟を結成することにあった。そして彼は、後述する太平洋問題調査会京都会議（以下京都会議と略）の場を借り、自分の構想を中国代表に訴え、国民外交を実践しようとした。

四　日中不侵犯条約構想

㈠　幣原―張継会談

小村が日中不侵犯条約構想をもって、中国との国民外交を展開しようとしたのと同時に、幣原外交が再登板した。一九二九年七月に田中内閣が崩壊し、その後民政党総裁の浜口雄幸が組閣を行った。浜口内閣は十大政綱に「日支の国交を刷新」[85]を掲げ、対中外交の軌道修正を図っていた。浜口内閣は、満蒙問題についてはひとまず積極的な交渉をさしひかえ、とりあえず関税自主権の承認など国民政府とのあいだで解決可能な事柄を処理する方針をとった。当時悪化していた両国間の感情を緩和し、両国の関係を修復していくためである[86]。満洲事変前の日中関係は幣原外交の再登板により、短期間ではあるが緊張緩和の方向に向かって一応の小康状態を保っていた。

同年九月五日、幣原外相は駐日公使・汪栄宝と立法院副院長・張継と会談した。張は訪日前の満洲旅行の感想として在満中国人の対日感情は極めて悪いことを述べ、満洲問題をめぐって幣原に意見を求めた。ここで幣原は、「之ハ単ナル自個ノ思付ニシテ未タ研究ヲ加ヘ居ル次第ニ非サルモ」としながら、「例ヘバ両国ガ何等カノ形ニ於テ相互的ニ其ノ領土権ノ不可侵ヲ約束スルコトトセバ如何カト思ハルト」[87]と非公式の形で日中不侵犯条約論を打診した。張・

汪両名は即時に幣原の私案に支持の意を示した。張は「甚ダ面白キ案ナルニ付研究スベシ」[88]と述べた。幣原はまず外務省省内の意見を求めた。省内からの意見は、「国民政府ノ現状ヲ以テスルニ果シテ斯ル重大ナル政治協定ヲ締結スルノ実力ヲ有スルヤ否ヤ頗ル疑ハシキモノアリ」[89]と条約締結の可能性に疑問を呈するものであった。ただ、条約の提議は「極メテ時宜ニ適シ」、もし条約を締結すれば「日支関係ノ憂慮スヘキ傾向ハ一朝ニシテ之ヲ転回シ得ヘシト云フモ過言ニアラス」[90]と部分的にではあるが、肯定していた。幣原はその構想を省内討議に収め、外務省の文書によると、幣原は非公式打診の不侵犯条約についての内容は、注記に「在外公館ヘ送付ノ分ハ「 」内削除」[91]と記している。ただし、日華関税協定が締結した後の一九三〇年一二月に日中不侵犯条約構想は「為参考保存」[92]と、一応外務省本省に一つの対中政策案の形で残った。

他方、張は蔣介石に幣原との会見内容と日本が日中不侵犯協定締結を希望していることを打電した[93]。張は帰国後、幣原外交を肯定し、日本政府に中国と不侵犯条約を締結する意図があると新聞などの中国マス・メディアに明確に伝えた[94]。だが幣原の提案を国民政府が真剣に討議した形跡はみられなかった。理由は、当時の南京政府の内情とも関連すると思われる。国民革命後、蔣の独裁的傾向に対し、国民党内部の権力争いと軍事対立はますますエスカレートするばかりであった。三〇年に入ると、軍事的には閻錫山、李宗仁、馮玉祥の三大巨頭が連携し、汪兆銘らの国民党改組派と国民党の右派が連合して、反蔣介石の大連合が成立した。南京政府に対抗する北平国民政府が樹立された[95]。八方塞がりの状態に陥った蔣政権が政治的なリスクを冒し、一新した対日政策を打ち出すのは不可能であった。一方、六ヵ月続く内戦の勝負を決めたのは当初両派に対して中立を保っていた張学良が蔣介石支持のために参戦したことによる。戦後の論功行賞のため、張学良の東北派人脈は中央政府及び中央党部へ進出し、東北派は国民党内で一大勢力を築いた[96]。満洲事変までの南京政府は事実上蔣・張連盟に基づいており、蔣・張連盟がつづく限り、張学良に不利益をもたらすおそれのある不侵犯条約の締結は不可能であっただろう。

(二)　京都会議と日中不侵犯条約論

張継の発表と京都会議開催が相まって、中国では一時的にメディアで日中不侵犯条約論が熱く議論された。張継はいつか駐日公使に転任する、或いはすでに不侵犯条約の締結交渉に着手している、との噂まで流れていた。[97] よって、京都会議のとき、小村の意見は、一片の空論ではなく日本外務省の意見をも代表する現実的なアドバイスとして、中国のメディアからも重く扱われた。[98] 太平洋問題調査会（Institute of Pacific Relations、以下ＩＰＲと略）は、ハワイで太平洋諸国の相互友好促進を目的として結成され、定期的に円卓会議を行う民間の国際的学術団体である。[99] 一九二九年一〇月二八日から一一月九日にかけて同会が開催した京都会議の先行研究については、かなりの蓄積があるものの、[100] 開会過程における小村の働きかけはほぼ無視されている。[101] 先行研究は主に和文・英文の会議資料に基づいており、中国側資料を利用していない。実際、当時の中国側からみると、田中上奏文をめぐる攻防以外で注目されていたのは、日本側の代表の一人小村が提出した日中不侵犯条約である。会議で成果こそ得られなかったものの、小村が会議外の「懇談会」方式を採用し、積極的に働きかけたことによって、日中不侵犯条約論は確かに中国の参加者たちにも伝えられていた。京都会議に備え、準備段階から小村は「議論紛争ヲ予想セラルルモノニ限リ特別ナル研究家ヲ出席セシムルヤウ用意スルコト」[102]と中国問題の専門家として招かれていた。また外務省はしきりに中国側が提起した「田中上奏文」を懸念し、小村に「田中上奏文」の真偽究明及び中国の宣伝に反論することなどを依頼した。[103] 日本参加者が数回行った打ち合わせの結果、京都会議での日本の基本姿勢は満洲を中心議題にすることに決した。日本代表は条約上獲得していた満洲権益を護持する主張を行い、満洲の特殊権益を歴史的経緯から説明する姿勢だった。一方、中国側にとって満洲の現状は決して容認できるものではなかった。そこで建設的な会話をすることは不可能となったのである。[104]

それにしても、小村は相変わらず精力的に日中不侵犯条約に取り組んでいた。会議に備え彼は日中不侵犯条約論を「単行本に印刷せられ中日当局の要人に分配した」[105]と言われている。ちょうど京都会議の開会前、中東鉄道の管理権をめぐる中ソ紛争が起こっていた。小村は満洲において日中間で同様の衝突が発生することを懸念し、「その結果はたゞ、骨肉相食み、両敗倶に傷き、自ら東洋の大局を破壊すると共に、白人の手にその運命を託する外なきに至るであらう。（中略）満洲を占領して見たところで、それはその満洲人民と共に、支那全体を敵とし、乃至世界の列国を敵とする覚悟の上でなければならぬ」[106]と述べて、満洲事変を引き金とした日中戦争と太平洋戦争を予言していた。目前の緊張した場面を緩和させるため、「何よりも先づ現在の緊張した双方の国民感情を緩和し、冷却し、その方向を転換せしめて」[107]いくことを小村は主張した。

> 直接に旅大、満鉄問題や、二十一箇条問題に触れず、たゞ大局関係について、相互の不可侵、不侵犯を約し、侵略主義と、暴力外交との疑惑恐怖と不信不安とを去り（中略）所謂満洲政策の経済化につき、徐々に双方の意見を交換するやうなことにすればよいのである。[108]

約言すれば、①日本は侵略主義を捨て満洲は中国の領土の一部と認定する、②中国は暴力外交、排日政策を排する、③旅順・大連・南満鉄道などの具体的な問題には触れず、大局についてのみ合意を図るという、きわめて簡略な内容である。具体的な問題に触れない理由について、小村は旅大・満鉄問題は「強ひてこれに触るれば、徒らに全局を破壊するのみであるが、徐ろにその収局を待てば、自然に解決される」[109]と考えていた。なお、具体的問題の解決を放置しないために、不侵犯条約の締結後、満洲における日本の条約上のいわゆる合法的権益を整理し、問題の最終解決に向けた「共同調査委員会か、又はコンシリエーション・コンミッションの如きものを設け」[110]ることを小村は主張した。

幣原の対中政策と違うのは、幣原が中国本土との関係を改善したうえで満洲問題の解決を図るという順序であるのに対し、小村は満洲問題を緩和させたうえで中国本土との関係を改善するという手順を主張していた。不侵犯条約は、短期的には現状維持の側面があるものの、長期的な展望として両国の経済関係を緊密化し、経済的互恵の実を挙げた後、難問の旅大・満鉄問題にメスを入れるという段取りを有するものであった。

㈢　会議外の日中懇談会と挫折

小村として京都会議に臨む態度は、ＩＰＲの正式会議よりも会議外の非公式の懇談会を重視した。国民外交に託した彼は懇談会を通じ日中の国民感情を一変させたかったのである。彼が模範としたのは第二回ホノルル会議の英国代表ホワイトの例である。ホワイトには「支那の有力代表との懇談によつて、英支間の空気を緩和し、その結果として、支那本国における対英感情をも、一変せしむるに至つた事実がある」[111]。それは非政治的で一個人の立場から発言するなどの学究的な傾向があるＩＰＲ参会者たちの従来の態度と対照的なものであったが、小村はＩＰＲが「その本質的目的たる科学的研討の外に（中略）政治外交問題の解決上、直接間接に、重大なる役目をも演じ得るのである」[112]と国民外交の一環と位置づけた。特に中国には「外交輿論の一致があり、またこれを指導する分子として、一種の国際人たり、外交通たる団体がある。これ等の分子と団体とは、多く太平洋問題調査会に加入し」[113]たという。小村からは、英国の先例に倣い、懇談会を用いて中国代表へ直接に働きかけ、不侵犯条約の意図を中国側に伝え、締結実現を促進しようとする意欲がうかがえる。

小村が主導した懇談会の詳細について、日本側の資料から、懇談会の詳細を復元することは従来不可能だといわれてきた[114]。しかしながら、懇談会の様子について、財界代表として参会した中国代表呉鼎昌[115]が参加日記を自らが経営する大手新聞『大公報』に七回に亘って掲載していた[116]。管見の限り、おそらく呉の日記は日中懇談会が残した最も詳し

い一次資料であろう。呉の日記に基づき、京都会議における日中懇談会の様子を復元してみよう。呉によると一〇月三〇日、小村と水野梅暁（非代表）が会議外交渉のための日中懇談会を提議した。[17] 三〇日に第一回会議外交渉（懇談会）を行ったが、双方が持論を繰り返すまったくの平行線だったため、双方の張り詰めた空気を打開しようとした小村は再び日中不侵犯条約と共同委員会の設置を提案した。呉は小村の意向を肯定したものの、中国代表の総意は「既にパリ条約、ワシントン条約、不戦条約があるから、もはや余計な不侵犯条約などを結ぶ必要はない」と拒否するものだった。第一回懇談会は完全に失敗した。一一月三日、今度は中国側の招待で第二回懇談会が行われ、中国側は不侵犯条約の大意と趣旨を日本代表に問うたものの、次回の会食を約す程度であった。四日は満洲問題を討議する円卓会議の第一日であり、両国代表の間で激しい論戦が行われた。会議の空気は緊張したが五日の第三回懇談会も不調に終わった。中国側は参加者が減り、懇談会への参加意欲も低下しつつあった。特に中国代表はすでに不侵犯条約のことに飽きていた。呉によると転機は六日の円卓会議で、日本側の某代表がまず日本の治外法権を撤廃したうえで満洲の懸案の解決を討議しようと提案し、同時に日中両国がＩＰＲの傘下に委員会を設立して上記の問題を研究して解決方法を両国に提示する、という案も提示した。当日の懇談会で一旦不侵犯条約の話は取り下げられた。満洲問題討議の円卓会議の最終日は六日である。その後討議の主な舞台は会議外に移った。七日に日中双方の委員の人選[18]と議題を決定した。議題は㈠治外法権の撤廃問題、㈡東三省に関するあらゆる問題、㈢通商条約の締結問題、㈣国民感情の改善問題である。人選はかなり中国側の意に沿ったことから、中国代表は日本代表の中にすこぶる熱心な人がいることを認め、会議継続の意を固めた。一一月八日午前一〇時ごろ、第一回委員会の正式会議が開かれた。日中両側が無条件に治外法権を撤廃することに合意した。呉は「痛快の極まり」[19]と感想を記した。午後に第二回会議を開くと、日中双方は南満鉄道問題を先に議論することで一致した。中国側は「鉄道は純粋な経済的な趣旨に改組せねばならない」と主張し、先決問題として「鉄道駐軍」、「鉄道警察」、「鉄道付属地の行政権」を撤廃しなければならない、と主張し

た。会場の空気はすぐに張り詰め、会議は進捗なく解散してしまった。九日早朝の第四回会議で、呉によると、一部の日本代表が中国の反感と疑惑を取り除くため二十一カ条要求を改訂すべきだと主張した。その案は旅順・大連と満鉄以外の権益をすべて放棄する案であった。ただ、ほとんどの日本代表は治外法権一点だけを譲歩する意であった。[120] 第四回会議は日中双方の各一人の顧問の退席抗議により、不発に終わった。会議の結果は治外法権の撤廃に合意した以外、ただ南満洲の現状の「改善を注意する」のみであった。日中懇談会の書記を担当した松本重治も「事実上決裂したと私は思った」[121]と記している。呉は日本側が懇談会を催した動機について、諒解を得て日本政府の将来の新外交方針を立てたい代表や、中国代表を宥めて会議の空気を緩和させたい代表が混在しており、動機が一色ではないと観察していた。[122] 呉は名前を伏せ、「日本側顧問の中の某君は、もとより熱心で、すこぶる一諒解を得ようとするが、亦日本側の委員及び他の一名の顧問は具体的な意見を打ち明けたくないため、憤然して辞職した」[123]と記している。張伯苓によると、松岡洋右は不侵犯条約に猛反対していた。[124] 以上の点を総合すると日本代表に抗議して退席した人物は小村であると推測できよう。

日中懇談会の失敗は双方に原因があると思われる。まず呉が記述したように、日本代表が懇談会に参加した動機は複雑であり、むしろ中国代表を宥めて会議の円滑化を図ることが主たる理由で、小村のように日中関係の将来を憂慮して長期的、建設的な諒解を得ようとする意見は完全に孤立していた。他方、中国代表団に小村の期待したような「外交通」の人物がほとんどいなかった事実は重要だと思われる。家近亮子によると、蔣介石が中国ＩＰＲに政治介入するようになるのは京都会議の次の上海会議からである。[125] ただ、その前にも中国によるＩＰＲへの政治介入はないわけではなかった。中国代表者の名簿を見ると、多数はＹＭＣＡ（キリスト教青年会）関係者であるが、ほかに東北勢も多く三分の一を占めていた。[126] なおかつ余日章らのＹＭＣＡ関係者たちは会議前の七月に東北を訪問して張学良や東北代表らと共に奉天で打ち合わせを行っており、[127] また資金面では東北方面から金一万五千元（総支出は二万五千元）

を受け取っていたことを中国側参加者の一人が証言している。[128] 総じて、中国側の参加者たちには東北の張学良の影響が強く、張勢力の宣伝のため参加した者も少なくないだろう。一諒解を得るモチベーションはそもそも薄かった。のちの一九三三年のＩＰＲバンフ会議の際、日本代表の新渡戸稲造は当時の中国団長胡適に対し、委員会の失敗の原因は幣原外相の反対であると話した。だが胡適は新渡戸の言い分を認めず、胡適は委員会の失敗の原因を人選に帰していた。特に中国側の人選は両国委員たちの選考を経ないため、不適格な人員が混じり込んでいたことを指摘した。[129]

そもそも京都会議の中国代表団の団長は外交界の重鎮の顔恵慶であった。開会前の外務省の観察によると、「顔恵慶カ行ケハ同人ハ真面目ニ話セハ支那ノ弱点モヨク判ル人」[130]である。だが顔は開会直前に団長を辞退した。[131] 満洲事変が勃発すると、顔は対日特種委員会委員として外交界に復帰した。さらにその翌年に、顔は国際連盟中国代表団首席代表に任命されている。これらの点を考慮すると、顔の欠席によって中国外交界は日本側との意思疎通の機会を失ったと考えられる。それは確かに日本外交と会議にとって損失となったといえよう。

㈣　日中不侵犯条約の評判と欠陥

当時の中国では日中不侵犯条約論について熱く議論されていたものの、その評判は芳しくなかった。それは小村の中国論の特徴に由来するだろう。あまりにも政策の現実性にこだわりすぎるため、慎重な態度を固持し、豊富な知見を生かして条約、法律などのディテールまで深く掘り下げるために、議論の明快さを失い、全体として多少大局的な達観性に欠ける弊がある。それは国民外交を展開する場合、相手国の国民に明確な意思が伝わらず、かえって相手国の疑念を招く致命的な欠陥だったといわねばならない。中国における日中不侵犯条約論への酷評は、この点に根差しているものと思われる。特に中国側が猛反対していた二十一カ条要求に触れなかった点は小村の不侵犯条約論の限界だったともいえよう。それは中国側の疑念を招いた。

たとえば『東方雑誌』[132]は小村の不侵犯条約論を翻訳したうえで、「私は小村がこの文章を書いた動機に同情はあるが、彼の主張に対しては反対しなければならない。」として、二十一カ条の要求に触れないまま不侵犯条約を締結すれば、「中国全国が認めない二十一カ条及び数々の非合法の鉄道草約（合法性が疑われる条約―引用者）を承認させられるだろう」[133]と評価している。上海における『申報』の社説のトーンはもっと激しく、「日本は中国を侵略したが、中国は日本を侵略していない以上、相互不侵略という名詞に根拠はない。（中略）我々の承認がない上で強引に取得した権利は全て侵略だ」[134]。

ただ天津における呉経営の『大公報』は小村の提議に対し「原則的に賛同を表する。但しまず準備すべきことがある」として、それは日本が固執したいわゆる条約上の合法権益の内容を確認するため「満洲における中日関係を大体に整理しておくことだ」[135]と条件つきで賛意を表していた。『大公報』の社説が指摘したように、小村が希望した日中双方がセンシティブな二十一カ条に触れないというコンセンサスに至るまで、一定の前提条件がなくてはならないが[136]、小村はそれを無視した。その前提条件とは、満洲における日中関係を簡潔に整理した上で相手に示し、相手を納得させることであった。実際、その上で日中不侵犯条約論を提起した方が、誤解を招くことなくより明快になったのではないか、と筆者は考える。

付言になるが、日本においては日中不侵略条約の議論はマス・メディアであまり取り上げられなかったため、中国ほど世論が盛り上がっていなかった。ただし限られた議論では日中不侵犯条約論に対し賛否両論があった[137]。

五　おわりに

京都会議後、それまで積極的に各雑誌、新聞紙に寄稿していた小村の文章は見られなくなった。小村と付き合いが

長い満川亀太郎によると、小村は「昭和五年以来病に臥り、田園調布の邸に静養をつゞけてゐた」[138]。

だが、満洲事変の前後になって日中不侵犯条約は再び外交の舞台で取り上げられることとなる。国民党広東派の元老胡漢民が蔣介石によって幽閉されたことを契機に、拠点である広東で反蔣の火の手があがった。一九三一年五月二七日、広東国民政府が樹立された[139]。広東政府外交部長陳友仁は満洲問題で日本と南京政府との関係が悪化している点に着目し、満洲問題を取り上げることで日本との接近と日本からの援助獲得を図った。同年七月二六日陳は秘密裏に訪日し、幣原外相と三回会談を行った。特に第三回の会談では幣原が、もし広東政府が中国の正統政府になれば、日本は「アンタント・コーディアル」（友好協商）を結ぶ意思があると陳友仁に伝えた。陳友仁は国民革命時代に外交部長を務め、中国におけるイギリス租界の回収を成し遂げた「革命外交家」として名を揚げ、知日派、親日派の類いの人物ではなく、孫文の弟子と自認するナショナリストである[140]。その陳を説得するために幣原が示したのは満洲における日中関係の現状整理である。幣原は日本の満蒙権益を「大部分条約ニ根拠ヲ有シ且全部カ歴史的背景ニ依リ」と定義し、その「歴史的背景」とは、「第一、露支同盟密約　第二、露国ノ侵略ノ歴史　第三、露国カ小村侯ノ満洲ハ日本ノ勢力範囲外ナリトノ言明」[141]と三点に整理した。議論の明快さと相手側に明確な意思を伝えるという点において、幣原はベテランの外交官であり、小村にはるかに上回る手腕を示していた。幣原の主張に対し陳も大いに満足した。

満洲事変が勃発した後の一〇月五日、中国が日本軍の満鉄付属地内への撤退の要求を突き付けたのに対し、一〇月九日に日本政府は撤兵を断りつつ、返す刀で「両国間ニ於テ平常関係確立ノ基礎タルヘキ数点ノ大綱ヲ協定スルコトヲ要ス」と、中国側に要請した。一〇月二六日に日本政府は「満洲事変に関する政府第二次声明」のなかで大綱の具体的な内容を発表した。

(1) 相互的侵略政策及行動ノ否認、(2) 中国領土保全ノ尊重、(3) 相互ニ通商ノ自由ヲ妨碍シ及国際的憎悪ノ念ヲ煽動スル組織的

運動ノ徹底的取締、(4) 満洲ノ各地ニ於ケル帝国臣民ノ一切ノ平和的業務ニ対スル有効ナル保護及、(5) 満洲ニ於ケル帝国ノ条約上ノ権益尊重ニ関スルモノナリ[142]

と述べている。中でも第四項は軍部を安撫する対策であり、第五項は井上準之助蔵相が強く要求していたものであった[143]。以上の二項目を除くと、「基礎的大綱」の内実は明らかに日中不侵犯条約構想と趣旨が一致している。五大綱目の発表に当惑する声はあるが[144]、前述したように外務省省内で熟考した一案として五大綱目は奇抜な提案ではない。小村を知る呉鼎昌が経営した『大公報』は機敏に五大綱目の提議を小村の構想に基づくものと見なし、日本軍の撤兵を実現するため「仲裁条約にせよ、不侵犯条約にせよ、皆戦争を免除され、平和を維持される道具であろう[145]」と五大綱目を肯定する態度をとった。

幣原外交の最後の頼みの綱は、まさに「日中不侵犯条約」から発展した五大綱目と陳友仁との合意にあったと言えよう。日本政府は南京政府と直接交渉を望んでいたが中国の政情を鑑み、幣原は最終的問題解決の交渉相手を広東政府と想定し、その交渉条件として五大綱目は残されていた。幣原は広東派主導での南北合作政権の樹立を期待しており、その結果を待って中国新政府との間で五大綱目交渉を試みようとしていた[146]。だが中国の南北合作政権の樹立と陳の外交部長の就任と同時に若槻内閣が総辞職してしまい、幣原外交も退陣する他なかった。犬養毅内閣に交代した後も、陳友仁は不侵略条約に関して日本政府と直接交渉することを諦めなかった。陳は両国国民の感情を緩和する良策は「先ツ両国間ニ不侵略協定（Pact of non-aggression）ヲ締結スル[147]」ことであり、中国側にはその意思もあると新内閣に伝えている。そのうえで、肝心な日本の満洲における権益の保障について「日支両国共同調査委員会（Joint Commission）ヲ組織シ解決案ヲ見出ス」としていた。だが幣原の後継外務大臣芳沢謙吉からあっさり拒否されてしまった[148]。

その後、日中の交渉で不侵犯条約論は消えてしまった。第二次幣原外交の初期と末期に二度提起された日中不侵犯条約は皆時宜に適しないものだったといわねばならない。第二次幣原外交の初期は中国において未だ田中外交のしこりが強く残り、中国の一般国民は日本が二十一カ条要求以来休まず中国へ侵略してきたという印象を持っていたため、[149] 不侵犯条約の真意に疑念を抱いていた。二度目の提起についても、満洲事変の勃発でハードルが上がってしまったため、不侵犯条約締結による事態のコントロールはできなくなっていた。

日中不侵犯条約の締結は日本の内政を考えると、在華権益を固め、幣原「軟弱外交」のイメージを払拭し、民政党政権の基盤を強固にするもので、締結できたならば軍部、政界、中国在留民の強硬論をある程度押さえることも可能になったであろう。かたや中国にとっても一時の犠牲は免れないものの、不侵犯条約に付随する共同調査委員会の成立により、両国の信頼回復によるなし崩し的な満洲主権の平和的回復も不可能ではなかったであろう。ここにおいて、日中不侵犯条約の内容自体は、満洲事変以前日中の武力衝突の悲劇を避ける最後のチャンスであったという評価が生まれてくる。だが、それを実現するためには政治家が政治的リスクを冒す勇気を持つと共に、幣原・陳会談で示されたような高度な政治的技術も必要である。しかし、考案者はそこまで深く考えることなく、両国間の国民的信頼の希薄性も考慮しないまま、条約実現手段としては適さない国民外交に交渉を委ねていたと思われる。皮肉にも、いつも実現可能な対中政策にこだわる小村をしても、不侵犯条約に限っては最初から実現が望めない手段を選んでいたと考えられる。

（1）掛川トミ子「マス・メディアの統制と対米論調」細谷千博・今井清一・斎藤真・蠟山道雄編集『日米関係史 開戦に至る十年〈4〉』（東京大学出版会、一九七二年）九―一三頁。

（2）家永三郎『太平洋戦争』（岩波書店、二〇〇二年、初版一九六八年）二〇―三四頁。

（3）並木頼寿『日本人のアジア認識』（山川出版社、二〇〇八年）七六―七七頁。

（4）戦間期の日本における中国のナショナリズムに共感した知識人たちの研究については、増田弘『石橋湛山研究』（東洋経済新報社、一九九〇年）、井上久士「日本人の中華民国についての認識――吉野作造と石橋湛山の対比的検討を中心として」『近きに在りて』第二九号（一九九六年）、尾崎護『吉野作造と中国』（中央公論新社、二〇〇八年）などが挙げられる。

（5）石橋湛山『湛山回想』（岩波書店、一九八五年）二一一頁。

（6）昭和同人会編『昭和史研究会』（経済往来社、一九六八年）七一―七二頁。

（7）尾崎秀実『現代支那論』（岩波書店、一九三九年）二頁。井上寿一『戦前日本の「グローバリズム」一九三〇年代の教訓』（新潮社、二〇一一年）一九七―二〇〇頁。

（8）『東京朝日新聞』一九一六年五月一八日。『新聞人名辞典』第一巻（日本図書センター、一九二九年）三五五頁。

（9）小村俊三郎（以下小村と略す）「印度統治と朝鮮統治」『我観』第七六号（一九三〇年三月）一六一頁。

（10）吉野作造の働きかけは尾崎前掲注（4）を参照。

（11）産経新聞社『蔣介石秘録 8』（サンケイ新聞社、一九七六年）一九〇頁。残念ながら、上述の評価は具体的な根拠を示していない。おそらく『秘録』は一部国民党系の研究者の結論を根拠にして評価を下した（傅啓学編著『中国外交史』下（台北：商務印書館、一九七二年）四六二―四六三頁）。

（12）小村に関する個人書類・一次資料などは非常に数少ないので、略歴についても不明なところも多いが、本稿は主に彼の言論とそれに対する各方面の反応を依拠した。小村の略歴について、「小村俊三郎君」東亜同文会編『対支回顧録 下』（原書房、一九六八年）七六三―七六八頁、「小村俊三郎」黒竜会編集『東亜先覚志士記伝』下巻（原書房、一九六六年）五六〇―五六一頁、「小村俊三郎」黒木勇吉『小村寿太郎』（講談社、一九六八年）八九五―八七頁、より整理した。

（13）日笠正治郎編『国士亀井陸良記念集』（国士亀井陸良記念集編纂会、一九三九年）二八四頁。

（14）秘「小村俊三郎　時局ト対支外交第一策」「4．大正三年十月／分割1・第一次世界大戦関係／国内ノ部 第一巻」（外務省外交史料館、7-1-8-28_19_001）。

（15）駒井徳三『大陸への悲願』（大日本雄弁会講談社刊、一九五三年）一五二頁。

（16）外務省記録「大正四年乃至九年戦役行賞一件・平和会議関係・高等官之部・履歴書（三）」（外務省外交史料館、6-2-1-42-3）。

(17) 前掲注（13）二八三頁。
(18) 「現代人物百人 小村俊三郎」『日本及日本人』第四五〇号（一九二〇年九月）一五三頁。
(19) 読売新聞100年史編集委員会編『読売新聞百年史』（読売新聞社、一九七六年）二七三―二七四頁。
(20) 松尾尊兊『大正デモクラシー』（岩波書店、一九七四年）一三〇―一三一頁、有山輝雄『近代日本ジャーナリズムの構造――大阪朝日新聞白虹事件前後』（東京出版、一九九五年）三六七―三七〇頁を参照。
(21) 龔徳柏『龔徳柏回憶録 上』（台北：龍文出版社、一九八九年）五二―五五頁。龔は、小村の執筆方針はいわゆる暴露戦術であったという。日本軍閥と中国軍閥の結託を暴露する反軍部の姿勢である。また、二二年二月五日東京主な九社の新聞社は「普通選挙の即時断行を望む」という共同宣言を出した（『大阪朝日新聞』一九二二年二月六日）。その中、小村は読売新聞の代表者として名を連ねている。宣言の中に普選断行が必要な理由として「民心一新の為」「政界刷新の為」「生活安定の為」「階級緩和の為」「国民外交の為」「軍閥打破の為」の六点を挙げている。大戦後の民主主義、自由主義風潮に影響された小村の姿が垣間見られる。
(22) 小村「山東還付条件に関して」『読売新聞』一九二一年五月二一日。
(23) 松尾尊兊編『石橋湛山評論集』（岩波書店、一九八四年）五一―五四頁。
(24) 今井清一監修・仁木ふみ子編『関東大震災下の中国人虐殺事件 史料集』（明石書店、二〇〇八年）一三一頁。
(25) 読売新聞社社史編纂室編『読売新聞八十年史』（読売新聞社、一九五五年）二五五頁。
(26) 前掲注（25）二六一頁。
(27) 「対支文化事業」については、阿部洋『「対支文化事業」の研究』（汲古書院、二〇〇四年）山根幸夫『東方文化事業の歴史』（汲古書院、二〇〇五年）に詳しい。
(28) 「対支文化事業調査会官制ヲ定ム」（国立公文書館、類01455100）。
(29) 山根前掲注（27）八頁。
(30) 秘「7．大正十三年三月 小村俊三郎氏嘱託・東方文化事業部関係人事雑件 第二巻」（外務省外交史料館、H-1-3-0-1_002）。
(31) 『大公報』一九二四年四月一一日、『申報』一九二四年五月一一日。
(32) 小村「対支文化事業に就て」『北京週報』（第一〇七号、一九二四年四月）三八九頁。

（33）小村前掲注（32）三八九頁。
（34）小村「支那の日米協調」『読売新聞』一九二〇年九月二日。
（35）前掲注（34）。
（36）小村「支那の戦争とその思想並に政治的背景」『改造』第六巻一〇号（一九二三年一〇月）一二六頁。
（37）小村「支那の対外運動と其立体的考察」『中央公論』第四〇巻九号（一九二五年九月）一二二頁。
（38）小村前掲注（37）一二二頁。
（39）小村前掲注（37）一一二頁。
（40）中国における聯省自治運動の歴史について、横山宏章「中国の地方分権論――〈大一統〉と〈聯省自治〉の確執」『明治学院論叢』五四八号（一九九四年）に詳しい。
（41）小村「奉直戦後の日本支那及列国」『外交時報』第四〇巻四七九号（一九二四年一一月）六〇―六一頁。
（42）小村「反直隷派の役者と作者」『改造』第六巻一一号（一九二四年一〇月）一三九頁。
（43）小村「孫段二氏の外交意見」『外交時報』第四一巻四八二号（一九二五年一月）一三一頁。
（44）排日移民法に対する日本人の反応は簑原俊洋『排日移民法と日米関係』（岩波書店、二〇〇二年）に詳しい。
（45）小村「對米移民問題を論じて亞細亞人種同盟を提唱す」『財界レヴュー』第二巻七号（一九二四年七月）九五頁。
（46）小村前掲注（45）九九頁。
（47）小村前掲注（43）一四一頁。
（48）小村前掲注（43）一三六頁。
（49）小村前掲注（41）六二頁。
（50）小村前掲注（41）五八―五九頁。
（51）「9孫逸仙来邦ニ関スル件・江浙並奉直紛擾関係／本邦ニ於ケル孫文及盧永祥等ノ行動」（外務省外交史料館、1-6-1-85_4）。
（52）前掲注（51）。
（53）前掲注（51）。
（54）小村前掲注（41）五八―五九頁。

(55) 馬場伸也「北京関税特別会議にのぞむ日本の政策決定過程」細谷千博・綿貫譲治編『対外政策決定過程の日米比較』（東京大学出版会、一九七七年）三八四頁。
(56) 「支那関税並治外法権撤廃問題北京会議一件 第二巻 分割3」（外務省外交史料館、2-9-10-0-13_002）。
(57) 上村伸一『日本外交史 17中国ナショナリズムと日華関係の展開』（鹿島研究所出版会、一九七一年）一三一頁。
(58) 冷観「英米日三国之中国対外運動観」『国聞週報』第二巻三四期（一九二五年九月）。『申報』一九二五年一〇月一五日。
(59) 小村「支那の関税會議に就いて」『中央公論』第四一巻八号（一九二六年八月）九八頁。
(60) 小村前掲注（59）一〇六―一〇七頁。
(61) 小村前掲注（59）一〇六―一一一頁。
(62) 小村「大局論と利害論との衝突」『中央公論』第四二巻一〇号（一九二七年一〇月）一三四―一三五頁。
(63) 小村「現下に於ける對支諸意見の解剖と批判」『中央公論』第四二巻二号（一九二七年二月）一二二頁。
(64) 「対支政策を如何にするかの我国論の二潮流（下）」『中外商業新報』一九二七年一月二五日。
(65) 小村「政友会政府の対支政策批判」『改造』第一〇巻七号（一九二八年七月）八二頁。
(66) 小村前掲注（65）八五頁。
(67) 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道 第一巻 満州事変前夜』（朝日新聞社、一九八七年、初版一九六三年）三〇〇頁。
(68) 沈雲竜・林泉・林忠勝『齊世英先生訪問紀録』（中央研究院近代史研究所、一九九〇年）一〇八―一一六頁。
(69) 土川信男「政党内閣期における床次竹二郎の政権戦略」北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展――昭和政治史における権力と構想』（東京大学出版会、二〇〇〇年）五七頁。
(70) 一九二八年小村、満川らを世話人として黒竜会の人脈を継承する独立国策協会が設立された。翌年に改組されると同時に「姉妹団体」として国民外交協会が組織された（「解題」『満川亀太郎日記』（論創社、二〇一一年）二七九頁）。
(71) 前掲注（68）一一七頁。
(72) 『東京日日新聞』『大阪毎日新聞』一九二八年一二月八日。
(73) 小村「民国創造の新都 南京から (1)」『大阪毎日新聞』一九二九年一月一日。
(74) 小村「民国創造の新都 南京から (3)」『大阪毎日新聞』一九二九年一月四日。

(75) 前掲注（74）。
(76) 前掲注（74）。
(77) 村瀬信一「第56議会における小選挙区制案の周辺」『選挙研究』一八号（二〇〇三年）九八頁。
(78) 小村「日支提携の真意義」『日支』第二巻三号（一九二九年三月）四九頁。
(79) 小村『田中内閣対支外交の総決算』（国民外交協会、一九二九年）四七頁。
(80) 小村前掲注（79）「付録 国民外交協会小史」。
(81) 小村前掲注（79）三三頁。
(82) 小村前掲注（79）三六頁。
(83) 小村前掲注（79）四一頁。
(84) 小村前掲注（79）四三頁。
(85) 川田稔編『浜口雄幸集 論述・講演篇』（未來社、二〇〇〇年）一三五―一三六頁。
(86) 川田稔『浜口雄幸』（ミネルヴァ書房、二〇〇七年）一五〇頁。
(87) 極秘「16 幣原外務大臣張継会談要領・帝国ノ対支外交政策関係一件 第一巻」（外務省外交史料館、A-1-1-0-10_001）。
(88) 前掲注（87）。
(89) 極秘「日支関係ノ改善策ニ関スル件」（外務省外交史料館、A-1-1-0-10_001）。
(90) 前掲注（89）。
(91) 前掲注（87）。
(92) 前掲注（89）。
(93) 『朝日新聞』一九二九年九月二三日。
(94) 「張継東遊之印象」『申報』一九二九年一〇月七日。
(95) 横山宏章『中華民国史』（三一書房、一九九六年）一〇六―一〇七頁。
(96) 黄自進「満州事変と中国国民党」中村勝範編『満州事変の衝撃』（勁草書房、一九九六年）三四八頁。
(97) 『申報』一九二九年一二月四日。
(98) 「中日訂立不侵犯条約問題」『大公報』一九二九年一一月七日。

(99) ＩＰＲの歴史については、片桐庸夫『太平洋問題調査会の研究　戦間期日本ＩＰＲの活動を中心として』（慶應義塾大学出版会、二〇〇三年）を参照。
(100) 片桐前掲注（99）、藤岡健太郎「満洲問題の「発見」と日本の知識人」『九州史学』第一四三号（二〇〇五年）など。
(101) 服部龍二は京都会議における小村と田中上奏文の真偽究明について触れているが、会議における小村の主張については言及していない（『日中歴史認識――「田中上奏文」をめぐる相剋　一九二七―二〇一〇』（東京大学出版会、二〇一〇年）。
(102) 「太平洋問題調査会研究会アゼンダ」（マイクロリール番号7：資料番号7）東京大学アメリカ太平洋地域研究センター『高木文庫』ＩＰＲ関係資料。
(103) 有田八郎『馬鹿八と人はいう――外交官の回想』（光和堂、一九五九年）四〇頁。森島守人『陰謀・暗殺・軍刀――一外交官の回想―』（岩波書店、一九五〇年）八頁。
(104) 片桐前掲注（99）一七二頁。
(105) 宓汝卓「中日不侵略条約の先決問題」『支那』第二〇巻一一号（一九二九年一一月）七九頁。
(106) 太平洋問題調査会著『満洲問題研究』（太平洋問題調査会、一九二九年）二三四頁。
(107) 小村「日支不侵犯条約の締結について」『外交時報』第五二巻五二七号（一九二九年一〇月）六一頁。
(108) 小村前掲注（107）七一頁。
(109) 小村前掲注（107）六六頁。
(110) 小村「太平洋会議と支那問題」『経済往來』四巻一〇号（一九二九年一〇月）一〇二頁。
(111) 小村前掲注（107）七六頁。
(112) 小村前掲注（107）七六頁。
(113) 小村前掲注（107）七六頁。
(114) 松本重治『上海時代（上）』（中央公論新社、二〇一五年、初版一九七四年）三七頁。新聞にも、簡単に「日支両国の代表が会議以外の場所で幾度か私的会議を開き両国間の懸案を友誼と親善の精神をもつて解決しようとつとめた」と触れる程度であった（『大阪毎日新聞』一九二九年一一月九日）。
(115) 呉は東京高等商業学校（現一橋大学）で勉強した経歴を持つ知日派人物である。
(116) のちの『呉鼎昌集』にも収録された。以下は林緒武・邱少軍編『呉鼎昌文集』（天津：南開大学出版社、二〇一二年）二

五〇―二七四頁による。

(117) 張伯苓も提議したのは小村だと述べた。蘇上達・祁仍奚編『第三届太平洋国交討論会紀要』（観海社、一九二九年）一八一頁。

(118) 日本の委員は阪谷芳郎子爵、末広重雄（国際法学者）、高柳賢三（法学者）三人と松岡洋右、小村俊三郎の顧問二名である。中国の委員は余日章（中華ＹＭＣＡ秘書長）、張伯苓（南開大学学長、中国代表団の団長）、周守一（東北大学文化部学部長）三名の委員と徐淑希（燕京大学教授）、呉鼎昌（ジャーナリスト）二名の顧問である。

(119) 呉前掲注（116）二七一頁。

(120) 呉前掲注（116）二七二―二七三頁。

(121) 松本前掲注（114）三七頁。

(122) 呉前掲注（116）二六九頁。

(123) 呉前掲注（116）二七二頁。

(124) 前掲注（117）一八一頁。

(125) 家近亮子「蔣介石による戦時外交の展開：中国ＩＰＲへの領導と中華の復興・領土回復の模索」『軍事史学』五三巻二号（二〇一七年九月）八二頁。

(126) 前掲注（117）一三三―一三四頁。

(127) 『曾宝蓀回憶録』（長沙：岳麓書社、一九八六年）九六―九七頁。

(128) 陳衡哲「対於太平洋国交討論会的感想」『新紀元週刊』（一九二九年第三五期）一六頁。

(129) 『胡適日記全編 6 1931―1937』（安徽教育出版社、二〇〇一年）二三二頁。

(130) 「分割3・太平洋問題調査会関係一件 第一巻」（外務省外交史料館、B-10-1-0-3_001）。

(131) 『大公報』一九二九年一〇月六日。

(132) 『東方雑誌』は日本の総合雑誌『太陽』に倣い、一九〇四年に上海で創刊された総合雑誌である。『東方雑誌』は言論界の重鎮と呼ばれ、中国の知識人の中で高く評価され、大きな影響力があった（洪九来『寛容与理性《東方雑誌》的公共輿論研究1904―1932』（上海人民出版社、二〇〇六年）を参照）。

(133) 記者「中日締結不侵犯条約論 小村俊三郎」『東方雑誌』（一九二九年第三一号）五三頁。

(134) 『申報』一九二九年一〇月三一日。
(135) 「中日訂立不侵犯条約問題」『大公報』一九二九年一一月七日。
(136) 前掲注(135)。
(137) 不侵犯条約に対する賛成意見は、米田實「日支不侵略協定の説に就きて」『支那』第二〇巻一一号(一九二九年一一月)。反対意見は、山田武吉「其後の満洲問題を論ず」『日本及日本人』第一九二号(一九三〇年一月)。
(138) 満川亀太郎『三国干渉以後』(平凡社、一九三五年)三一一頁。
(139) 横山前掲注(95)一一七—一一八頁。
(140) 銭玉莉『陳友仁伝』(河北人民出版社、一九九九年)を参照。
(141) 外務省編『日本外交年表並主要文書〈下巻〉』(原書房、一九六六年)一七五頁。
(142) 前掲注(141)一八六頁。
(143) 種稲秀司「満洲事変における幣原外交の再検討(1)」『政治経済史学』第五二六号(二〇一〇年)一三頁。
(144) 日本の国際連盟外交を担当した芳澤謙吉と中国の駐日公使蔣作賓は五大綱目の意図に当惑した(芳澤謙吉『外交六十年』(中央公論社、一九九〇年、初版一九五八年)一一二頁。北京師範大学・上海市档案館編『蔣作賓日記』(江蘇古籍出版社、一九九〇年)三六八—三六九頁)。
(145) 「仲裁条約与不侵犯条約」『大公報』一九三一年一〇月二九日。
(146) 種稲秀司「満洲事変における幣原外交の再検討(2)」『政治経済史学』第五二七号(二〇一〇年)四四—四五頁。
(147) 「昭和7 二五三 第一四号ノ二(至急極秘)」「3 昭和7年1月5日から昭和7年10月5日・満州事変/善後措置関係/直接交渉関係」(外務省外交史料館:A-1-1-0-21_12_3_001)。
(148) 「満洲事変解決陳友仁申出ノ件」前掲注(147)。
(149) 堀内干城『中国の嵐の中で』(乾元社、一九五〇年)二頁。

尤　一唯（ゆう　いちゆい）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
専攻領域　日本政治外交史
主要著作　小川原正道（尤一唯訳）『福澤諭吉与日本政府』（二〇一六年、北京：九州出版社）
渡辺満子（共訳）『外祖父大平正芳』（二〇一七年、北京：社会科学文献出版社）
「初期『時事新報』の清国論説の一分析」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第五八号（二〇一八年）